イ　平成18年度以降に、申請書及び資料の提出期限日までに完成し、引渡しが済んでいる次の(ｱ)の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ただし、代表者以外の構成員については、平成18年度以降に、申請書及び資料の提出期限日までに完成し、引渡しが済んでいる次の(ｲ)の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

(ｱ)　供用中の拠点空港において、空港基本施設のアスファルト舗装の施工実績（維持補修を除く。）を有すること。

(ｲ)　供用中の空港等において、空港基本施設のアスファルト舗装の施工実績（維持補修を除く。）を有すること。

※「拠点空港」とは、空港法（昭和31年法律第80号）で定める成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港並びに国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港（新千歳空港等）をいう。

※「空港基本施設」とは、滑走路、着陸帯、誘導路及びエプロンをいう。

※「空港等」とは、空港法（昭和31年法律第80号）で定める空港又は共用空港をいう。

※「維持補修」とは、土木施設の性能を維持するための措置や利用に支障を及ぼすような破損に対する局部的な補修をいう。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、札幌開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、上記の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、参加を認める。

ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

(ｱ)　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

ただし、代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。

(ｲ)　平成18年度以降に、上記イ(ｱ)に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ただし、代表者以外の構成員については、上記イ(ｲ)に掲げる要件を満たす工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(ｳ)　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

エ　「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。

(6)　出資比率は、すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

(7)　代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。

7　競争参加資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。

8　資格審査申請書類

(1)　提出書類及び提出部数

ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）　１部

イ　特定建設工事共同企業体協定書（写し）　１部

(2)　申請書類の作成に用いる言語　日本語

(3)　申請書類の入手方法　申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。

https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html

9　資格審査結果の通知

資格決定通知書により通知する。

10　その他

(1)　共同企業体の名称は、新千歳空港　末端南側誘導路新設外工事○○・△△・××特定建設工事共同企業体とする。

(2)　共同企業体の資格審査を申請する者は、併せて支出負担行為担当官北海道開発局札幌開発建設部長が別に公告する入札参加資格の確認を受けるものとする。

(3)　申請手続の照会先は、次の場所とする。

ア　北海道開発局事業振興部工事管理課

イ　北海道開発局札幌開発建設部契約業務課

## 招　請

### 意見招請に関する公示

次のとおり調達に関する仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和４年２月10日

法務省大臣官房会計課長　松井　信憲

◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13

**○第71号**

1　調達内容

(1)　品目分類番号　71、27

(2)　購入等特定役務及び数量　矯正総合情報通信ネットワークシステムにおけるグループウェア等更新業務の請負　一式

2　意見の提出方法

(1)　意見の提出期限　令和４年３月３日17時00分（郵送等の場合は必着のこと。）

(2)　提出先　〒100―8977 東京都千代田区霞が関１－１－１　法務省大臣官房会計課調達第二係　小林　包是　電話03―3580―4128

3　仕様書案の交付

(1)　交付期間　令和４年２月10日から令和４年３月２日まで

(2)　交付場所　上記２(2)に同じ。

4　仕様書案の説明会　実施しない。

5　Summary

(1)　Classification of the services to be procured : 71, 27

(2)　Nature and quantity of the services to be required : A set of Groupware update on Integrated Correctional Information Network system, 1 set

(3)　Time-limit for the submission of comments : 17 : 00　3 March, 2022

(4)　Contact point for the notice : KOBAYASHI Kaneyuki, Procurement Section, Finance Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice, 1―1―1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100―8977 Japan. TEL 03―3580―4128

### 意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和４年２月10日

気象庁総務部長　藤原威一郎

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

**○第４号**

1　調達内容

(1)　品目分類番号　24

(2)　調達物品及び数量　空港気象ドップラーライダーの製作及び取付調整　一式

2　意見の提出方法

(1)　意見の提出期限　令和４年３月２日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

(2)　提出先　〒105―8431 東京都港区虎ノ門３－６－９　気象庁大気海洋部観測整備計画課　立石　豊　電話03―6758―3900　内線4333

3　仕様書案の交付

(1)　交付期間　令和４年２月10日から令和４年３月２日まで。

(2)　交付場所　上記２(2)に同じ。

4　Summary

(1)　Classification of the products to be procured : 24

(2)　Nature and quantity of the products to be purchased : Coherent Doppler Lidar for Airport Weather 1 set

(3)　Time-limit for the submission of comments : 17 : 00　2, March 2022

(4)　Contact point for the notice : TATEISHI Yutaka, Observation Division, Atmosphere and Ocean Department, Japan Meteorological Agency, 3―6―9 Toranomon, Minato-ku, Tokyo 105―8431, Japan TEL 03―6758―3900 Ext. 4333